平成２８年（フ）第６２１号
川崎市川崎区渡田２丁目19番３号
債務者　小野寺俊昭
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４８号
川崎市中原区中丸子1173番地　パナパール203、前住所川崎市中原区井田杉山町12番11号　ユアハイツ　102
債務者　磯野　康孝
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４９号
川崎市幸区紺屋町29番地７　サンセリテ　Ｎ１Ａ
債務者　白鳥　洋輔
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６５号
川崎市中原区宮内１丁目20番９－106号
債務者　加治　　明
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７１号
川崎市麻生区細山３丁目16番５号　ハイツミノワ　202
債務者　大滝せ津子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８２号
川崎市多摩区西生田３丁目17番40号　レーベンハイム　204
債務者　大越　千明
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８３号
川崎市多摩区南生田１丁目２番13号　パークサイドコーポ　Ａ－103
債務者　佐藤　一郎
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６９０号
川崎市川崎区渡田新町２丁目６番４号　Ａｒｉａマンション　701
債務者　藤本　道夫
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６９９号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目15番地４　プレステージ梶ヶ谷　205
債務者　林　　香織（旧姓芝本）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
川崎市川崎区東門前３丁目１番18－602号　アイビーホーム
債務者　森山　郁絵（旧姓於保）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
新潟市西区小針３丁目26番５号　ララビー小針101号
債務者　小島　初美
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１６号
新潟市秋葉区山谷町１丁目９番20号　永和荘103号
債務者　小黒　勝義
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２１号
新潟市東区新石山２丁目13番地１　新石山住宅うつぎ棟322号
債務者　本井　絵美
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
新潟市中央区長潟２丁目20番12号　ハピネス102号、前住所新潟市西蒲区漆山2824番地１かすみ荘１号室
債務者　藤ノ木京子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５号
長野県上田市中央３丁目８番24号
債務者　遠藤　彩子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６号
長野県上田市芳田1810番地１　ビラ芳南台Ｂ202号
債務者　渡辺　千明
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
長野地方裁判所上田支部